

医療法人の名称について

(昭和 29 年 1 月 7 日)

(医第 29 号)

(厚生省医務局長あて新潟県知事照会)

このことについて次の事項を至急御指示願います。

記

- 1 病院、診療所の名称として「〇〇勤労者治療所」の標示は、適当でない旨昭 24・6・8 医取第 449 号群馬県知事あてにそれぞれ貴局から回答されていますが、これを医療法人の名称として「医療法人〇〇勤労者医療協会」と使用することは不適當であるか。
- 2 病院、診療所の名称として判例或いは行政実例等に解釈されているものは、原則的には医療法人の名称についても同じものと解してよいか。
- 3 医療法人の名称そのものに何等の制約を受けないものとする、実際上から病院診療所の名称と併列して〇〇医療法人勤労者医療協会の広告をする場合は如何に考えらるるや。

(昭和 29 年 2 月 4 日 医取第 40 号)

(新潟県知事あて厚生省医務局長回答)

1 月 7 日医第 26 号をもって照会のあった標記のことについて、左記のとおり回答する。

記

- 1 不適當である。
- 2 貴見のとおり。
- 3 1 に準じて考えられたい。